

令和元年第4回市議会定例会において不採択となった請願

番号	請願第3号	受理年月日	令和元. 6. 12
件名	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出について		
結果	令和元. 12. 23 第4回定例会で不採択		
付託委員会	総務消防委員会		
(委員会における審査経過)			
<p>本件は、中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられているが、日本の税制上、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、その対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)により、家族従業者の働き分(自家労賃)は必要経費として認められていないことから、家族従業者の人権保障のため、国会及び関係行政庁に対し、同条の廃止を求める意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する国の対応状況等について伺ったところ、個人事業においては、家族従業者への対価は、それが労務に対する対価なのか、あるいは扶養の立場からの家計的な支払いなのかを明確に区別することは困難であることから、原則として同条により、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が、その居住者の営む事業に従事した場合に受ける対価は、その居住者の事業に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入しないとされている。ただし、同法第57条では、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族で、専らその事業に従事するものがある場合は、第1項において、青色申告をすることにより、一定の要件のもとに実際に支払った給与の額は、当該事業に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入されることになっており、また、第3項において、それ以外の白色申告の場合は、当該事業に係る所得の金額の計算上、(ア)配偶者86万円、配偶者以外50万円、(イ)事業に係る所得の金額を事業専従者の数に1を加えた数で除して計算した金額のいずれか低い金額を必要経費とみなすこととなっている。</p> <p>国においては、平成31年3月28日の参議院財政金融委員会で、同法第56条の見直しの検討状況に関する質問に対し、財務省主税局長が「見直しの検討に当たっては、白色申告者について、制度上どの程度の記帳を求めているか、実際の記帳はどうかといった点を踏まえる必要があると考えている。白色申告者には資産の記帳が求められていないといった課題があることや、中には記帳や帳簿等の保存が不十分であるものが見受けられるといった実態があることを承知しており、青色申告者と白色申告者の記帳レベルには依然として違いがあると考えている。同条の見直しについては、白色申告者による記帳及び帳簿等の保存状況や、所得税改革の一環として適正な記帳の確保に向けた方策を講じるとされていることを踏まえ、引き続き丁寧に検討を行うべき課題であると考えている。」旨の答弁を行</p>			

っている。また、同条の廃止については、直近の第 200 回国会における衆参両院の関係委員会において、請願が審査未了となったほか、令和 2 年度与党税制改正大綱において、関連する内容は盛り込まれていないとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「遅々として進まない国の議論を前に進めるため、本件については採択したい。」という意見、「本請願については、国の検討状況を踏まえた慎重な審査が求められると考えるが、国においては、同条の見直しについて、白色申告者による記帳及び帳簿等の保存状況や、所得税改革の一環として適正な記帳の確保に向けた方策を講じるとされていることを踏まえ、引き続き検討するとされており、近い将来結論が出る状況にないことから、現段階では、本件については不採択としたい。」という意見、「国における審査がなかなか進んでいないことや、税制改正大綱においても具体化が見られないことが明らかになったが、このような状況を打破するためにも、地方から声を出す必要があると考えることから、本件については採択したい。」という意見、「同条が改正された場合に、白色申告者にとって、現状よりも厳しい対応が求められるとしても、請願提出者は、一定そのことに応える用意があること。また、家族従業者の給与所得を必要経費に算入する先進国の事例が非常に多くあることに鑑み、国会審議を促進させる思いから、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。